

### フランス会計ディスクロージャー制度における証券取引委員会の役割：上場会社に固有の開示制度の改善(5)

大下, 勇二 / OSHITA, Yuji

---

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経営志林 / The Hosei journal of business

(巻 / Volume)

32

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

203

(終了ページ / End Page)

222

(発行年 / Year)

1996-01-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003430>

## 〔研究ノート〕

フランス会計ディスクロージャー制度における証券取引委員会の役割  
— 上場会社に固有の開示制度の改善（5）—

大 下 勇 二

## 目 次

- I はじめに
- II 上場会社に固有の開示制度の発展
  - 1. 上場会社に固有の開示制度の変遷
  - 2. 上場会社に固有の開示制度の発展とその特徴  
(以上第31巻第4号)
- III 上場会社に固有の開示制度と行政機関の役割
  - 1. COBによる情報開示の監督
  - 2. COBによる開示規定の改正案の作成
  - 3. 官報印刷局による開示書類の印刷・公表
- IV 年次情報開示制度の発展とCOBの貢献
  - 1. 1959年開示制度の創設と1965年、1966・67年の改正
  - 2. 1966・67年改正の年次情報開示制度の改善におけるCOBの貢献 (以上第32巻第1号)
  - 3. 1983年、1985・86年改正の年次情報開示制度の改善におけるCOBの貢献  
(以上第32巻第2号)
- V 半期情報開示制度の発展
  - 1. 1959年半期情報開示制度の創設と1965年、1966・67年の改正
  - 2. 1966・67年改正の半期情報開示制度とCOBの役割
  - 3. 1983年、1985・86年改正の半期情報開示制度
  - 4. 1983年、1985・86年改正の半期情報開示制度におけるCOBの役割 (以上前号)
- VI 四半期情報開示制度の発展
  - 1. 四半期情報開示制度の変遷とその特徴
    - 2. 四半期開示の公表期限遵守とCOBの役割
    - 3. 売上高の多様性とCOBの役割
    - 4. その他の四半期情報の改善とCOBの役割  
(以上本号)

## VI 四半期情報開示制度の発展

フランスにおける四半期情報開示制度は1965年に創設された。四半期開示制度の目的は、三ヶ月ごとに、上場会社の「売上高」情報を広く一般に公表することにより、年度中の事業の状況とその変化をいち早く株主・投資者に知らせることにある。

四半期開示制度は、年次・半期開示制度より6年遅れて制度化されたが、創設後はこれら開示制度と同様に1966・67年、1983年および1985・86年に部分的に改正されている。フランスにおける四半期開示制度の変遷についてはすでに第II章（本誌第31巻第4号135頁～148頁参照）で概観したが、ここではその各々の特徴を検討する。

## 1. 四半期情報開示制度の変遷とその特徴

## (1) 1965年創設の四半期情報開示制度とその特徴

フランスにおける四半期開示制度は、「株主・一般公衆の情報に関する1965年11月29日デクレ第65-999号」第3条第1項①により創設された。1965年創設時の四半期開示制度は、次の特徴を有するものであった。

- ・対象企業：株式を証券取引所の公式市場に上場しかつその資産総額が1千万フラン超の会社
- ・開示期限：各四半期終了後1ヶ月以内
- ・開示情報：経過四半期売上高情報
- ・開示媒体：BALO（法定公告公報）

開示情報の「経過四半期売上高」には、前四半期および前年同期と比較した税抜き・税込み売上高を記載する。いくつかの異なる活動部門を有する会社は、活動部門別売上高を公表しなければな

らない。具体的な表示形式は、法規定あるいはプラン・コンタブルなどいかなる形においても示されていない。

1966年7月20日付のBALOに公表されたCompagnie des Machines Bullの実例によれば、次のような様式で四半期売上高の情報が開示されている。

第1表 1965年四半期開示制度における開示例

Compagnie des Machines Bull

株式会社 資本金 263,098,659F

本社：94, avenue Gabetta, Paris (20)

商業登録：Seine 54-B 4606

	四半期売上高	
	税抜き	税込み
1966年第2四半期	484,523.63	515,886.38
1966年第1四半期	—	—
1965年第2四半期	1,071,536.36	1,071,536.36

Compagnie des Machines Bullは、もはや商工業活動を行っていない。事実、General Electric Company (NY) と la Compagnie des Machines Bullとの間で1964年7月23日に締結された協定の後に、当社は持株会社になった。

(出所：Bulletin des Annonces Légales Obligatoires, BALO, 20 Juillet 1966, p. 7033)

この開示例によれば、「前年同期の売上高」は経過四半期だけに対応する前年同期の売上高と解釈されている。また、会社の活動に重要な変更があり、持株会社になったことが売上高情報の注釈として説明されている。部門別売上高表示は、同社が持株会社であることから実施されていない。

以上のように、四半期開示制度における開示情報は、「売上高」情報のみの公表に限定されるものの、その創設当初から、事業活動の状況とその変化を把握する上で不可欠な「前年度比較」「部門別表示」などの重要な特徴を有していたのである。

(2) 1966・67年改正の四半期開示制度とその特徴

1965年11月29日デクレ第3条第1項①の規定は、一部改正を伴って1966年商事会社法の適用に係る1967年3月23日デクレ第296条第1項①に収容された。改正点は次のとおりである。

- ・開示期限の延長：「各四半期終了後45日以内」

に延長された。

- ・開示内容の拡充：売上高情報は、税込み・税抜き両表示から税抜き売上高に改正された。また、売上高の内容は、税抜きの「経過四半期売上高」「先の各四半期の売上高」「当該全体の売上高」「前年同様の売上高」「部門別の売上高」となり、「先の各四半期の売上高」と「当該全体の売上高」が新たに加わりより詳細になった。

具体的な表示様式については、1965年四半期開示制度と同様、法令は何ら定めなかった。実際の開示は、証券取引委員会(COB)公表の次の標準様式に従って実施された。

第2表 証券取引委員会通達で勧告された1969年第4四半期の売上高表示のモデル

会社名  
法的形態と資本金の額  
本社所在地  
会社年度

- 1) 一つの活動部門のみを有する会社  
比較売上高(税抜き)

	1968	1969
第1四半期 .....		
第2四半期 .....		
第3四半期 .....		
第4四半期 .....		
年度合計額 .....		

- 2) 複数活動部門を有する会社  
比較売上高(税抜き)

	1968	1969
オイル		
第1四半期 .....		
第2四半期 .....		
第3四半期 .....		
第4四半期 .....		
年度合計額 .....		
タール		
第1四半期 .....		
第2四半期 .....		
第3四半期 .....		
第4四半期 .....		
年度合計額 .....		
全部門合計		
第1四半期 .....		
第2四半期 .....		
第3四半期 .....		
第4四半期 .....		
総計 .....		

3) 投資信託会社ないし不動産会社  
比較保有有価証券収入ないし受取賃貸料

	1968	1969
第1四半期 .....		
第2四半期 .....		
第3四半期 .....		
第4四半期 .....		
年度合計額 .....		

この様式は、1969年の第4四半期について、「一つの活動部門のみを有する会社」、「複数部門を有する会社」、「投資信託会社と不動産会社」の三つの場合を想定して各々の標準様式を定めたものである<sup>(1)</sup>。前出の1965年四半期開示制度における開示例に比して、明瞭性の点で格段の進歩が見られる。

一つの活動部門のみ有する会社の場合、4つの四半期の数値と年度合計額が1968年と1969年の二年度比較形式で表示されている。

複数活動部門を有する会社の場合の部門別表示では、「オイル」「タール」の個々の部門と「全部門合計」について、4つの四半期の数値と年度合計額が二年度比較形式で表示されている。

投資信託会社と不動産会社の場合、「売上高」に代えて、「保有有価証券収入」と「受取賃貸料」の各四半期の数値と年度合計額が二年度比較形式で表示される。

以上のように、1966・67年改正の四半期開示制度は、四半期売上高情報の内容をより拡充したものととなった。また、COBの標準様式により開示情報の明瞭性が確保されている。

(3) 1983年改正の四半期開示制度とその特徴  
前出の1967年デクレ第296条第1項①の規定は、「1983年4月30日法律第83-353号の適用および商人ならびに特定会社の会計義務に関する1983年11月29日デクレ第83-1020号」により一部改正され、新第297条に収容された。改正点は次のとおりである。

- ・企業規模別開示制度の廃止：1983年の改正から年次・半期・四半期の規模別開示が廃止された。これら開示制度は、資産規模にかかわらずすべての上場会社に対して義務づけられることとなった。
- ・情報開示の免除規定：四半期売上高情報の開

示は、会社に損害を与えるものである時には免除される。

- ・特定の会社・業種の開示内容に関する決定権のCOBへの付与：特定の会社・業種について、それら活動の特質を考慮してもっとも適切と思われる開示情報の内容を決定する権限がCOBに付与された。当該権限により、COBの四半期開示制度における役割は、より直接的なものとなった。

開示様式については、法規定上定めはないが、実際の開示様式はCOB公表の前出の標準様式に準拠したものとなっている。第3表の①は、1991年2月公表のSociété Cimique de la Grande Paroisseの開示例である。1985・86年の改正後の開示制度のものであるが、当該改正は次に明らかにするように連結情報の新たな義務づけに限定され、個別ベースの開示は1983年制度下も1985・86年のものも変わっていない。

第3表 1983年改正以降の個別ベースの開示例

① Société Cimique de la Grande Paroisse  
窒素と化学製品  
株式会社 資本金 225,688,800F  
本社：tour Aurore, place des Reflets, 92080  
Paris, La Défense 2  
R. C. S. Nanterre 552 126 658 00152  
事業年度：1月1日～12月31日

	比較売上高 (税抜き)	
	(千フラン)	
	1990	1989
窒素とその他の製品：		
第1四半期	1,454,245	1,468,149
第2四半期	1,033,640	1,104,895
第3四半期	1,025,973	1,068,623
第4四半期	1,450,925	1,501,241
	<u>4,964,783</u>	<u>5,142,908</u>
製法と設備の販売 (*)：		
第1四半期	—	1,541
第2四半期	394	7,053
第3四半期	1,658	2,409
第4四半期	5,910	2,203
	<u>7,962</u>	<u>13,206</u>
合計：		
第1四半期	1,454,245	1,469,690
第2四半期	1,034,034	1,111,858
第3四半期	1,027,631	1,071,122

第4四半期	1,456,835	1,503,444
当年度合計額	4,972,745	5,156,114

(\*) 当該活動については、数値は送り状作成日によって四半期ないし年度により変動する。

(出所: Bulletin des Annonces Légales Obligatoires, 21 Février 1991, p.718)

#### ② MARBEN

株式会社 資本金 22,189,890F  
本社: 38, rue Copernic, 75116 Paris.  
R. C. S. Paris B 300 558 640

比較売上高 (税抜き)  
(千フラン)

	1990	1989	変動 (%)
第1四半期	45,501	35,199	29.3
第2四半期	51,834	42,157	22.95
第3四半期	45,876	36,365	26.15
第4四半期	54,430	55,528	-2
当年度合計	197,641	169,249	16.78

(BALO, 21 Février 1991, p.737)

この会社の四半期情報の開示例によれば、COBの標準様式そのままの開示を行っているのがわかる。法規定上、「当該全体の売上高」の文言が削除されていたが、実際にはこの例のように合計額が表示されている。同号のBALO掲載の他社の開示例も基本的に同じである。例えば、第3表の②のMARBEN社の開示例は、各四半期ごとに対前年度変動割合が表示されているが、基本的には、BALOの標準様式に従ったものである。

以上のように、1983年改正の四半期開示制度において、規模別開示制度の廃止、COBの権限の明示および開示免除規定など重要な改正がなされるが、開示内容の点では改正前と比べて変化が見られない。

#### (4) 1985・86年改正の四半期開示制度とその特徴

「1984年3月1日法律第84-148号の適用に係る1985年3月1日デクレ第85-295号」第4条による改正第297条では、連結計算書類作成の会社に対して、「連結売上高」情報の開示が新たに義務づけられている。連結情報の開示義務づけは、半期開示制度においても1988年から実施され(年次開示制度は1984年からすでに実施)、この連結情報開示の制度化は1980年代のフランスにおける上場会社開示制度の極めて重要な特徴である。

個別ベースの開示については、前述のとおり、1966・67年の半期開示制度におけるものと重要な相違は見られず、基本的にCOBが1969年に公表した標準様式に準拠したものとなっている。

これに対して、連結ベースの開示は、1985・86年の改正により新たに制度化されたものである。第4表の①は、1991年2月4日付のBALOに掲載されたSYNTHÉLABO社の連結四半期情報の開示例である。前出のMARBEN社と同様、対前年度変動割合が表示されているが、表示様式に重大な相違は見られない。この開示例では、連結範囲に変動があれば、部門別データに続いて「連結に算入」などの項目を設けて前年度との比較可能性を確保している。

また、第4表の②のTÉLÉVISION FRANÇAISE 1-TF1のように、親会社データとグループのデータの双方を別々に表示した開示例も多く見られる。

以上、フランスにおける四半期情報開示制度の

第4表 1985・86年改正の四半期情報開示制度における連結情報の開示例

#### ① SYNTHÉLABO

株式会社 資本金 223,934,450F  
本社: 58, rue de la Glacière, 75013 Paris.  
R. C. S. Paris B 572 140 945. -APE: 5807.

連結売上高  
(千フラン)

	(2)1990	(1)1989	%
専門薬品と化学製品:			
第1四半期	685,531	632,845	8.33%
第2四半期	666,803	604,405	10.32%
第3四半期	630,906	576,926	9.36%
第4四半期	701,386	683,264	2.65%
	<u>2,684,626</u>	<u>2,497,440</u>	7.50%

医療・外科設備:

第1四半期	121,171	91,958	31.77%
第2四半期	125,047	103,390	20.95%
第3四半期	115,761	101,328	14.24%
第4四半期	132,376	118,178	12.01%
	<u>494,355</u>	<u>414,854</u>	19.16%
	<u>3,178,981</u>	<u>2,912,294</u>	9.16%
連結に算入	154,825	118,431	
1990年3月31日～			
12月31日の換算差額	-2,778	-1,876	
当年度合計額	3,331,028	3,028,849	9.98%

注-これら売上高は、Société Synthélaboとそのフランス国内・国外の子会社により実現された第三者に

対する販売額を表している。

- (1) 1989年の売上高：比較を可能にするために、数値は次のものを考慮して再計算している：  
 - 各四半期末に用いられた為替相場（1990年も同様）  
 - 連結範囲の修正（連結範囲への算入ないし除外）
- (2) 1990年の売上高：外国子会社の数値の換算は、1990年の第4四半期末に Banque française du commerce extérieur により公表された為替相場に基づいて行われた。

(BALO, 4 Février 1991, p. 365)

## ② TÉLÉVISION FRANÇAISE 1 - TF 1

株式会社 資本金 210,000,000F  
 本社：19, rue de Cognacq-Jay, 75007 Paris.  
 R. C. S. Paris B 326 300 159

比較売上高（税抜き）  
 （千フラン）  
 1°）親会社

	1990	1989
第1四半期	1,244,946	1,175,262
第2四半期	1,388,124	1,270,244
第3四半期	843,838	731,706
第4四半期	1,444,243	1,339,614
当年度合計額	4,921,151	4,516,826

（1989年と1990年の数値の比較可能性を確保するために、1989年の売上高は、TF 1 S. A. と TF 1 Publicité et de la filialisation des activités de diversification との間の契約関係の変更を考慮すべく再処理されている）

2°）グループ

	1990	1989
第1四半期		
公告	1,322,646	1,271,022
その他	125,566	119,337
	<u>1,448,212</u>	<u>1,390,359</u>
第2四半期		
公告	1,496,580	1,347,269
その他	140,939	138,688
	<u>1,637,519</u>	<u>1,485,957</u>
第3四半期		
公告	909,108	792,160
その他	118,747	125,906
	<u>1,027,855</u>	<u>918,066</u>
第4四半期		
公告	1,528,995	1,397,500
その他	152,852	90,755
	<u>1,681,847</u>	<u>1,488,255</u>
当年度合計額	5,795,433	5,282,637

第3四半期の売上高の減少は、TF 1の活動の季節性に原因している：7月と8月中は公告収入が落ち込む。  
 (BALO, 21 Février 1991, p. 747)

変遷とその特徴を検討した。法定公告公報（BALO）誌上で行われる四半期開示制度は、「売上高」情報の公表に限定されるものの、「前年度比較」「部門別比較」（1965年創設当初より）、「連結売上高の開示」（1985年より）など、株主・投資者への情報提供の観点から重要な特徴を有している。また、開示期限の15日延長（1966・67年から）、上場会社規模別開示義務の廃止、COBへの一定の権限付与および開示免除規定（1983年から）なども四半期開示制度の重要な特徴として上げられる。

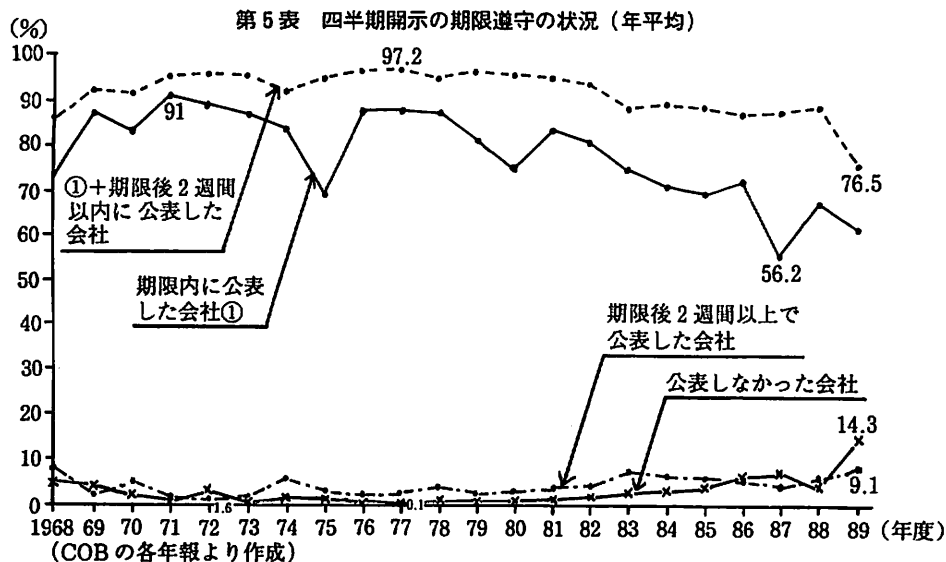
個別ベースの開示内容については、1966・67年の改正以降、「経過四半期売上高」「当年度の先の各四半期売上高」「当該全体の売上高」「前年の同様の売上高」および「部門別売上高」の公表が求められ、今日まで変わっていない。実践においては、1969年のCOB公表の標準様式に準拠した開示が一般に実施されていると見られ、前述の特定業種・企業の開示内容の適合におけるCOBの権限とともに四半期開示制度におけるCOBの役割の重要性が窺えるのである。

## 2. 四半期開示の公表期限遵守とCOBの役割

次に、フランスの四半期情報開示制度にどのような問題が存し、この問題の解決において証券取引委員会（COB）がいかなる役割を果たしてきたかを考察する。

四半期開示制度の問題点として、「開示期限遵守の問題」と「開示内容の問題」の二つを上げることができる。COBは、その監督権限に基づいて開示期限遵守の状況を調査し、開示遅延の原因の究明とその解決に重要な役割を果たしてきた。

また、開示内容については、前述のとおり法規定の不備を補って開示の標準様式を作成・公表するとともに、「売上高」の定義の統一、「部門」の区分の統一、「注釈」の改善、「連結情報」の公表の実施、特定企業・業種における売上高の内容に関する指針など、株主・投資者に対する情報の比較可能性・有用性の観点から、開示内容の改善に重要な役割を果たしてきたと見られる。



第5表は、1968年～1989年の22年間の四半期情報の開示期限遵守の状況をグラフにしたものである。各年度の数値は4つの四半期の平均値である。調査企業は、12月31日決算のすべての上場会社（金融機関と保険会社を除く）である。

これによれば、1970年の72.8%、1975年の69%、1980年の74%を除けば、1982年までは8割以上の企業が45日の期限を遵守し、年次・半期開示に比べて高い数値を示している。しかし、全体的な傾向としては、1971年の91%をピークに減少傾向を示し、1983年以降は70%～50%に低下し、特に1987年には56.2%まで減少している。

この期限遵守の低下は期限後2週間以内に公表した会社の増加となって表れている。期限内公表企業と期限後2週間以内の公表企業の合計で見ると、1968年の86.7%を除き1982年までは90%以上を示し、1983年以降でも88年までは80%の後半の数値を示している。1989年だけは76.5%と著しく低下している。

このように、四半期開示の期限遵守の割合は年次・半期開示に比べて高いが、期限遵守の割合が長期低下傾向にあること、当該割合が時として大きく落ち込むこと（1975年、1980年および1987年など）、公表しない会社がなくなることなどに問題が見られた。四半期開示の期限遵守の割合が年次・半期開示に比べて高いのは、前者が「売上高」の開示のみに限定されることが主な理由であ

ろうと考えられる。

COBは、情報公表の「迅速性」の観点から、45日の期限遵守を重視してきた。期限遵守を妨げる原因として、年次・半期開示と同様に、官報印刷局、企業の内部組織、幹部の情報開示に対する意識などがあげられている<sup>(2)</sup>。

例えば、1975年の第3四半期の公表期限である11月15日時点で、400社以上がBALOの掲載待ちをしていたことが明らかになっている<sup>(3)</sup>。つまり、四半期情報の掲載が期限内までに実施できなかったのである。また、1987年の低下は、期限の期日が三度とも土・日曜（官報印刷局は休日である）にかさなったことが原因である。

期限遵守の問題は、年次・半期開示においても等しく指摘されたものであり、期限直前に印刷局に送付する企業の多いことや官報印刷局の処理能力自体にも問題があったことが根本的な原因として指摘された。

これに対するCOBの解決策については、年次・半期開示においてすでに考察したのでここでは繰り返さない<sup>(4)</sup>。ただ、企業に対して毎月の付加価値税の申告義務が課せられていることから、「売上高」の公表に限定される四半期開示の期限遵守は十分可能であると見られていた<sup>(5)</sup>。

### 3. 売上高の多様性と COB の役割

四半期情報の開示内容における最大の問題は、公表される各企業の売上高の内容が多様である点にある。この問題は、法規定上、明確な「売上高」の定義がないことに原因があると見られる。次に、「売上高」の定義について考察してみよう。

#### (1) 1965年創設の四半期開示制度における「売上高」の概念

##### ① 1965年11月29日デクレの規定

四半期開示制度に係る前出1965年11月29日デクレは、四半期情報として「売上高 (l'indication du montant du chiffre d'affaires)」を規定したが、この「売上高」がどのような要素から構成されるかについては明示しなかった。

同デクレは年次情報として「貸借対照表」「一般経営計算書」および「損益計算書」の開示を義務づけ、同計算書の作成に際して準拠すべき基準として「税務申告に関する1965年10月28日デクレ」をあげている。そこで、当該デクレの規定する売上高の内容を検討する。

##### ② 税務申告に関する1965年10月28日デクレの規定

同デクレは一般経営計算書の中の収益の区分を次のように表示している。

第6表 税務申告に関する1965年10月28日デクレの規定の一般経営計算書の収益区分

商品・製品売上高
用役提供高
受取経営助成金
作業屑売上高
売上戻り・値引・割戻し
付随収益
財務収益
自家建設高
当期の経営に帰属しない作業高と費用
当期総売上高：
税込み
税抜き

この標準様式には、「当期総売上高 (chiffre d'affaires global de l'exercice)」の構成要素として、商品・製品の売上高 (売上戻り・値引などを控除) と用役提供高および作業屑売上高にくわえて、

「経営助成金」「付随収益」「財務収益」「自家建設高」などを上げている。すなわち、税務上の「当期総売上高」の定義は非常に広い概念をとっていたことがわかる。

#### ③ 一般経営計算書の実際の開示例における表示

第7表は、Compagnie des Forges de Chatillon-Commentry et Neuves-Maisonsが1966年7月20日付のBALOで、年次情報として公表した一般経営計算書である。

第7表 一般経営計算書の開示例

Companie des Forges de Chatillon-Commentry et Neuves-Maisons

借 方	
1965年1月1日棚卸高	103,801,850.05
仕入高	205,876,308.95
人件費	80,817,430.50
租税公課	53,188,582.26
外注費	53,381,183.23
運送費・出張旅費	15,545,454.36
その他の経営費用	4,797,794.91
財務費用	13,048,127.77
減価償却費：	
組織費償却費	442,809.44
固定資産償却費	14,660,942.89
引当金繰入額	3,944,843.50
経営利益	12,376,236.08
	<u>561,881,563.94</u>

#### 貸 方

1965年12月31日棚卸高	97,115,274.47
固定資産に特化・再分類された予備部品	7,645,538.86
商品・製品売上高	443,358,242.75
払戻し、値引き、割戻し	371,518.98
付随収益	8,403,064.33
財務収益	3,766,323.94
自家建設高	1,221,600.61
	<u>561,881,563.94</u>

(BALO, 20 juillet 1966, p. 7021)

これによれば、借方に「仕入高」の表示があるが、貸方には前出の税務上の一般経営計算書に見られた「当期総売上高」の表示がなく、「商品・製品売上高」「売上戻り・値引・割戻し」「付随収益」「財務収益」「自家建設高」の表示が行われているだけであった。

これでは、四半期開示の規定する「売上高」がどの部分までを含むかが明確でない。



#### ④ 1959年オールドナンスと1957年プラン・コンタブルの規定

これより先、年次・半期開示制度を創設した1959年オールドナンス第2条は、年次情報の一つとして「当期売上高 (l'indication du montant du chiffre d'affaires de l'exercice écoulé)」の公表を規定したが、その構成要素も不明確である。また、1957年プラン・コンタブルは、貸借対照表の附属明細表の一つとして「V当期売上高」を規定し、クラス7収益勘定と一般経営計算書の貸方項目として次の項目を規定した。

第8表 1957年プラン・コンタブルの収益勘定、一般経営計算書および貸借対照表附属明細表

##### ① クラス7 収益勘定の内容：

70	商品または製品売上高 (または用役提供高)
71	経営助成金収入
72	作業屑・仕損品および包装材料売上高
73	売上値引、割引、割戻しおよび取引違約金
74	仕入値引、割引、割戻し、売上報奨金および違約金
76	付随収益
77	財務収益
78	自家建設高および当該年度の営業活動に帰属しない作業と費用

##### ② 一般経営計算書の貸方項目：

30~37	棚卸資産期末在 High
70	商品および製品売上高
71	経営助成金収入
72	作業屑・仕損品および包装材料売上高
74	仕入値引・割引および割戻し
76	付随収益
77	財務収益
780	自家建設高
785	当該年度の営業活動に帰属しない作業と費用

##### ③ 貸借対照表附属明細表の「V当期売上高」の内容：

商品および製品売上高 (作業または用役)
作業屑および仕損品売上高
合計

附属明細表の「当期売上高」は、「商品および製品売上高 (作業または用役)」と「作業屑および仕損品売上高」の合計額として表示されており、もし額面どおり解釈するならば、1957年プラン・コンタブルの「売上高」の定義は、前出の税務上の定義より狭く、「経営助成金」「付随収益」<sup>(6)</sup>「財務収益」「自家建設高」などを含んでいない。

以上検討したように、1965年当時、四半期開示

制度以外で「売上高」に関係した規定は、1965年の税務申告に関するデクレの規定 (一般経営計算書の中の「当期総売上高」区分) と1957年プラン・コンタブルの規定 (貸借対照表附属明細表Vの「当期売上高」) だけである。

税務上の売上高の定義は、「商品・製品売上高 (作業または用役提供高)」「作業屑および仕損品売上高」に「経営助成金」「付随収益」「財務収益」「自家建設高」などを含めた広義の概念をとっているのに対して、1957年プラン・コンタブルの売上高の定義は「商品・製品売上高 (作業または用役提供高)」「作業屑および仕損品売上高」に限定した狭義の概念をとっている。

BALOを用いた開示制度は、計算書類の作成にあたって、1965年の税務申告に関するデクレを考慮すべきことが明示されていた<sup>(7)</sup>。他方、1957年プラン・コンタブルは、同デクレをはじめ会計規制に大きく影響を及ぼしてきた。

企業にとっていずれの売上高を四半期売上高情報として開示してよいか混乱が生じたのも無理からぬことである。1965年創設の四半期開示制度は1966・67年に改正されるが、状況は同じである。

#### (2) 1966・67年改正の四半期開示制度における「売上高」の概念

##### ① 1967年3月23日デクレの規定

同デクレが四半期情報として「税抜き売上高 (l'indication du montant du chiffre d'affaires hors taxes)」を規定し、その構成要素を明示しなかった点は改正前と同様である。

他方、1967年デクレは、BALOを用いた上場会社の開示制度以外のところでも、「売上高」の公表を規定した。1966年商社法と同法の適用に係る1967年デクレは、株式会社の株主総会開催時の株主への直接開示制度を大幅に拡充したが、この開示制度において株主に直接送付される書類の中に、「最近五年間の財務的成果表 (Résultats financiers de la société au cours des cinq derniers exercices)」が規定されており、当該表に売上高の表示が義務づけられたのである (同デクレ第133条、第135条および第148条)。

この成果表には「税抜き売上高 (chiffre d'affaires hors taxes)」が規定されている<sup>(8)</sup>。しかし、

その定義はやはり明確でない。

1969年に18業種126社に対して実施したCOBのアンケート調査は、公表された四半期売上高に種々の要素が含まれていたことを明らかにした。同調査によれば、55%の企業が「付随収益」を、22%の企業が「財務収益」を、51%の企業が「自家建設高」をその四半期売上高に含めていた<sup>(9)</sup>。すなわち、多くの企業が広義の概念を採用していたのである。同じ「売上高」でもその構成要素に多様性が見られると、企業間比較が困難となる。

COBは、売上高の定義の検討を国家会計審議会(CNC)に依頼した。CNCは、COBとフランス銀行貸借対照表センター(Centrale de bilans de la Banque de France)の要請を受けて売上高の定義の研究を行い、1969年10月1日付情報ノート(Note d'information)第15号「売上高の定義(Définition du <chiffre d'affaires>)」を公表した。次に、このCNCの定義を検討する。

## ② 1969年国家会計審議会情報ノート第15号の「売上高」の定義

CNCの情報ノート第15号は、次のような売上高の定義を行っている<sup>(10)</sup>。

「一定期間について、企業の売上高は、その営業活動の遂行において第三者との間で実現した取引額のみによって表される。それは、税抜きと税込み(TVAおよび類似の税)で表される(Pour une période donnée, le chiffre d'affaires d'une entreprise ne s'entend que du montant des affaires réalisées avec les tiers dans l'exercice de ses activités professionnelles. Il est exprimé à la fois hors taxes et taxes comprises (TVA et taxes assimilées))」

具体的には、プラン・コンタブル・ジェネラルの次の勘定記載の取引により構成される。すなわち、「70. 商品・製品売上高、作業高、用役提供高」「72. 作業屑・仕損品および包装材料売上高」「73. 売上値引、割引、割戻しおよび取引違約金」「745. 取引先からの割戻し」「749. 販売奨励金と違約金」がこれである。

同情報ノートは、本稿で指摘したとおり狭義と広義の売上高の二つの概念が存在することを認めている。CNCは、狭義の売上高概念が「営業活動(activités professionnelles)」の側面だけを重

視するため、企業活動の多様化・財務活動の拡大に伴い不完全かつ限定的なものとなる可能性を認める。他方、広義の概念は、プラン・コンタブルのクラス7勘定のほぼ全体を包含するため、企業間比較や期間比較の点で情報の有用性の低下を招来すると考えた。

CNCは、狭義の概念の上述の欠点を認識した上で、次のところすでに用いられていることを理由に、狭義の売上高概念を採用した。すなわち、

- －1967年3月23日デクレ第296条におけるポートフォリオ管理会社、賃貸借不動産会社、保険会社、再保険会社および積立保険会社の四半期売上高
- －当時、ブリュッセルで検討中の年次計算書類に関する指令(第4号指令)の規定する成果計算書案
- －プラン・コンタブルの貸借対照表附属明細表「V当期売上高」
- －工業省、国立統計経済研究所(INSEE)の公表する統計

がこれである。

1967年3月23日デクレ第296条では、有価証券ポートフォリオの管理を目的とする会社はその「ポートフォリオの収入額」、不動産の貸借を目的とする会社は「受取賃貸料収入額」、保険・再保険会社および積立保険会社は「発行ないし受取プレミアム額」を四半期売上高情報として公表すべきことが規定されている。また、プラン・コンタブルの貸借対照表附属明細表においては、前述のとおり「V当期売上高」の内容として狭義の概念が示されていた。

他方、ECレベルでの会社法の調和化作業では、個別計算書類に関する第4号指令(1978年7月25日)が「純売上高」を「経常的活動の範疇に入る製品売上高および用役提供高から売上割戻し、付加価値税および売上高に直結するその他の税を控除した金額」(第28条)と定義するなど、狭義の売上高概念の採用が予定されていた。

このように、狭義の「売上高」の概念が一般に用いられる一方、広義の概念は税法上の売上高に限定されていた。

## ③ 1969年証券取引委員会通達の「売上高」の定義

上記 CNC の公式見解の公表を受けて、COB は、1969年12月30日付の「行政立法の規定の適用により会社の公表する売上高に関する通達 (Circulaire relative au chiffre d'affaires publié par les Sociétés en application des dispositifs réglementaires)」を公表した。

当該通達は、四半期開示制度に関して、その開示の指針を定めたものであり、この中で「売上高」の一般的定義が示されている。すなわち、

「一定期間について、企業の売上高は、その営業活動の遂行において第三者との間で実現した取引額のみによって表される。(Pour une période donnée, le chiffre d'affaires d'une entreprise ne s'entend que du montant des affaires réalisées avec les tiers dans l'exercice de ses activités professionnelles.)<sup>(11)</sup>

具体的には、プラン・コンタブル・ジェネラルの勘定分類「70. 商品・製品売上高、作業高、用役提供高」「72. 作業屑・仕損品および包装材料売上高」「73. 売上値引、割引、割戻しおよび取引違約金」「745. 取引先からの割戻し」「749. 販売奨励金と違約金」の各勘定記載の取引により構成される。

以上の COB の定義は前出の CNC の定義と同一であり、これをそのまま採用したものと見える。この定義により、「経営助成金」「付随収益」「財務収益」「自家建設高」など営業活動に付随して生ずるすべての収益が売上高から除外されることとなった。このように、COB の1969年通達以降、四半期売上高の内容は狭義の概念で統一されたのである。

また、同通達は、その一般的定義により企業活動からの売上高を適切に描写できない場合のために、四半期情報の末尾に「注記」を設け、売上高の算定に際して考慮した収益の性質を知らせる必要性を明確にするなど、個々の企業活動固有の性質と注記の役割の重要性を認識していた。

### (3) 1983年改正の四半期開示制度における「売上高」の概念

1983年の改正では、「売上高」情報は四半期開示制度以外に次の形での公表ないし使用が新たに規定された。

- ・年次開示制度における成果計算書の中の「売上高」情報
- ・年次開示制度における注記・附属明細書の中の「売上高」情報
- ・年次計算書類の簡易形式の採用条件の一つとしての「売上高」
- ・半期開示制度における半期活動・成果表の中の「売上高」情報

がこれである。他方、法令上、「売上高」の定義が明確に規定された。以下順次検討する。

#### ① 年次開示制度における成果計算書の中の「売上高」とその定義

1983年11月29日デクレ第15条2°は、成果計算書の収益項目の経営収益 (produits d'exploitation) として、「商品・製品売上高、用役提供高、純売上高 (付加価値税抜き)、固定資産自家建設高、経営助成金および経営関連引当金戻入れ」の区分を設けることを規定した。ここに、「純売上高 (le montant net du chiffre d'affaires)」の表示が見られる。定義は明確でないが、条文の表現から判断して、商品売上高と製品売上高ないし用役提供高が純売上高を構成する狭義の概念と考えられる。

#### ② 年次開示制度における注記・附属明細書の中の「売上高」とその定義

1983年11月29日デクレ第24条21. は、年次計算書類の注記・附属明細書の一つとして、「純売上高の活動部門別および地理的市場別の振分記載」を規定し、「純売上高 (montant net du chiffre d'affaires) 情報の開示を義務づけた。

この「純売上高」の内容については、法規定は何らふれていないため、それが前述の成果計算書中の「純売上高」と同一のものか否かわからない。しかし、同一の計算書類体系の中の同じ「純売上高」であるから、基本的には同一のものと考えられる。

#### ③ 年次計算書類の簡易形式の採用条件の一つとしての「売上高」とその定義

1983年11月29日デクレ第17条は、年次計算書類の貸借対照表と成果計算書を簡易形式で表示できる条件として、資産総額150万フラン、純売上高300万および従業員平均実数10人を規定した。ここに、「純売上高 (le montant net du chiffre d'

affaires)」が用いられている。

同条(3)では、「純売上高は経常的活動にかかる財貨・用役の売上高から売上控除額<sup>(12)</sup>、付加価値税および類似の税を控除した金額に等しいものとする (Le montant net du chiffre d'affaires est égal au montant des ventes de produits et services liés à l'activité courante, diminué des réductions sur ventes, de la taxe sur la valeur ajoutée et des taxes assimilées)」と規定し、「純売上高」の一般的定義が示されている。ここでは、商品・製品の売上高ないし用役の提供高を強調した狭義の売上高概念が法規定上定義された。

この定義は、前出の成果計算書と注記・附属明細書の「売上高」にも適用されるものと考えられる。従って、1983年改正の四半期開示制度においても、狭義の売上高概念が採用されたと見られる。しかも、「売上高」の一般的な定義が法規定上示された。

#### ④ 半期開示制度における半期活動・成果表の中の「売上高」とその定義

1983年11月29日デクレ第47条による1967年3月23日デクレ改正第297条は、半期開示制度の半期活動・成果表に、「純売上高」の開示を義務づけた。

第9表はCOBの提示した上半期活動・成果表の雛形の一部である<sup>(13)</sup>。これには、「純売上高」すなわち「税抜き売上高」に「生産物棚卸高」「固定資産生産高」「経営助成金」「その他」よりなるその他の経営収益を加算し、これから経管費用と経営関連の減価償却費・引当金繰入(純額)を控除して「活動・経営成果」に至る過程が示されている。

#### 第9表 上半期活動・成果表の雛形(一部)

税抜き売上高 .....	<input type="text"/>
+その他の経営収益(生産物棚卸高, 固定資産生産高, 経営助成金, その他)	
-経営費用	
・商品・原材料の仕入高と変動	
・その他の外部費用	
・租税公課	
・人件費	
・その他の費用	
-経営関連の減価償却費・引当金繰入(純額)	
=活動・経営成果 .....	<input type="text"/>

この上半期活動・成果表の「売上高」は、「固定資産生産高」「経営助成金」あるいは「財務収益」を含まない狭義の売上高概念であることは明らかである。

以上の分析から、1983年改正により規定された「売上高」は、「四半期売上高」も含めて、法令上、すべて同じ狭義の概念で統一されている。

#### ⑤ 1978年EC第4号指令と1982年プラン・コンタブルの「売上高」の概念

これより先、個別計算書類に関する前出EC第4号指令(1978年7月25日)が売上高の狭義の概念を採用したことは前述のとおりである。フランスの1983年の商事会社法改正に際して、この点も考慮されたものとする。

さらに、前出1957年プラン・コンタブルを改定する1982年プラン・コンタブルは、「売上高」の一般的な定義を与えている。すなわち、

「企業の正常かつ経常的な営業活動の遂行において第三者との間で実現した取引の総額である (Montant des affaires réalisées par l'entreprise avec les tiers dans l'exercice de son activité professionnelle normale et courante.)<sup>(14)</sup>」

である。この定義は、前出の1969年のCNCの定義と類似しているのがわかる。

さらに、1982年プラン・コンタブルの勘定計画と基礎体系における成果計算書には次の区分がなされている。

#### 第10表 1982年プラン・コンタブルの勘定計画と成果計算書の収益区分

##### ① プラン・コンタブルの勘定計画 「70 売上・用役提供高」

クラス7 収益勘定
70 売上・用役提供高
701 製品売上
702 半製品売上
703 作業屑・仕損品売上
704 工事高
705 受託研究
706 用役提供高
707 商品売上
708 その他の収益
709 売上値引・個別割戻しおよび期間割戻し

##### ② 成果計算書の収益区分

経営収益:
商品売上高
製品売上高 [ 財貨・用役 ]
純売上高

そのうち輸出に関するもの  
 製品棚卸高  
 固定資産自家建設高  
 経営助成金  
 引当金（および償却累計額）戻入額・費用振替額  
 その他の収益  
 合計 I

勘定計画のクラス7収益勘定では、「70 売上・用役提供高」の構成要素として、「701 製品売上」「702 半製品売上」「703 作業屑・仕損品売上」「704 工事高」「705 受託研究」「706 用役提供高」「707 商品売上」「708 その他の収益」「709 売上値引・個別割戻しおよび期間割戻し」が上げられている。

前出1957年プラン・コンタブルの規定する売上高との相違点は、「708 その他の収益」が売上高に含まれた点であると見られる。この点は、COBも指摘している<sup>(15)</sup>。すなわち、「708 その他の収益 (produits des activités annexes)」の構成要素は、「福利厚生関係収入」「手数料収入」「賃貸料」などであり、これらは1957年プラン・コンタブルにおいては「付随収益」に記載され、売上高を構成していなかったのである。

このように、1982年プラン・コンタブル規定の「売上高」の要素は、若干拡大しているが、基本的には、従来どおり「固定資産自家建設高」「経営助成金」「財務収益」などを含まない狭義の概念である。このことは、成果計算書の収益区分の内容からも明らかである。

また、同基礎体系の附属明細書第5表「最近五年度における会社の成果（およびその他の主要指標）」の中の「II 当期取引および成果」に、「税抜き売上高 (chiffre d' affaires hors taxes)」の記載があるが<sup>(16)</sup>、当然、同じ内容の売上高である。

以上、1978年 EC 第4号指令、1982年プラン・コンタブル、調和化法の適用に係る1983年11月29日デクレのいずれれにおいても、売上高の狭義の概念が採用されてきた。ただし、1982年プラン・コンタブル規定の売上高は、1957年プラン・コンタブルより若干拡大しており、1983年デクレ規定の売上高の一般的定義もこれを考慮して解釈しなければならぬと考える。

#### (4) 1985・86年改正の四半期開示制度における「売上高」概念と新指標「経常活動収益」

1985年3月1日デクレ第4条による改正第297条は、四半期個別売上高に加えて四半期連結売上高の公表を新たに義務づけたが、売上高の定義については、法規定上、変更が見られない。

前述のとおり、1978年 EC 第4指令、1982年プラン・コンタブルおよび1983年11月29日デクレ第17条(3)のいずれも、売上高の一般的な定義を示して狭義の概念を採用していた。ところが、企業活動の多様化が進み、従来から採用してきた「売上高」の狭義の概念では企業活動を必ずしも適切に表現できない特定の企業・業種が多くなってきた。例えば、財務活動を中心的な活動とする企業、定期的なロイヤリティー収入や特許権使用料が重要な収益源となっている企業などである。

COBは、1984年1月の月報でこの問題を検討し、「売上高以外の収益 (produits "hors chiffre d' affaires")」を定期的に受け取る会社の場合の開示様式を例示した。

第11表 「売上高以外の収益」を定期的に受け取る会社の場合における四半期売上高の公表の雛形

会社 "X"		
経常活動収益 (税抜き)		
第1四半期	1983	1984
製品売上高	160,000	171,000
特許権・ノーハウなどの受取使用料	14,000	12,000
ロイヤリティー	9,000	8,000
合計	183,000	191,000
このうちプラン・コンタブルの定義に従った売上高	160,000	171,000

この中で、「製品売上高」「特許権・ノーハウなどの受取使用料」「ロイヤリティー」が示され、この合計を「経常活動収益 (produits de l' activité courantes (hors taxes))」という用語で表現している。さらに、合計額に加えてプラン・コンタブルの定義による売上高の金額（製品売上高）が補足的に表示されている。1982年プラン・コンタブルの勘定計画によれば、上述の「特許権・ノーハウなどの受取使用料」と「ロイヤリティー」は「75 その他の経営収益」に記載され、「売上高」を構成しない。

① 1985年国家会計審議会「売上高に関する意見書第27号」による「経常活動収益」指標の

## 創設

COBは、この「経常活動収益」の検討を国家会計審議会(CNC)に要請した。CNCは、COBの要請を受けて経常活動収益の検討を行い、1985年3月27日に「売上高に関する意見書第27号(Avis N° 27 relatif à la notion de chiffre d'affaires)」を公表した。この中で、「経常活動収益(produits des activités courantes)」を1983年デクレ規定の売上高の定義と矛盾していないものと考え、新たな企業活動の指標として用いる考えを表明した。

CNCの意見書は次のように要約できる<sup>(17)</sup>。

- ・「純売上高」はその一般的定義において、一定の企業の経常的資源の全体を含んでいない。とりわけ、経営助成金、一定の不動産賃貸料および財務収益を含んでいない。
- ・より良い情報の必要性に應えるために、一定の会社でとりわけ上場会社や上場申請の意思のある会社にとって、その注記・附属明細書において、純売上高に加えて経常的収益の額を記載する必要がある。
- ・成果計算書の項目と注記・附属明細書で要求される情報のレベルで、「純売上高」との調整数値表を添付することを条件に、「経常活動収益」と称する会計的性質の新経済指標の創設と注記・附属明細書におけるその記載を認める。

すなわち、特定の業種・企業において、従来の「売上高」は、株主・投資者にとって重要な情報である企業の経常的活動からの収益の大きさを適切に表示できないという欠点をもつ。この狭義の売上高概念の問題点は、1969年のCNCの情報ノートにおいても指摘されていたが、その後の企業活動の多様化、株主・投資者に対する有用な情報提供の重視など経済環境の変化により顕在化したものである。

企業によっては、狭義の「売上高」に「経営助成金」「自家建設高」「財務収益」「特許権・ノウハウなどの受取使用料」などを加えた新指標「経常活動収益」が四半期情報として公表される。CNCは、注記・附属明細書の「純売上高の活動部門別および地理的市場別の振分記載」において、純売上高との比較調整表を付けることを条件に、

当該指標を記載できることを明らかにした。

「経常活動収益」の利用は、COBの勧告により、四半期開示制度においても見受けられた。次に、この点について考察する。

## ② 四半期開示制度における「経常活動収益」の公表

COBは、前出1984年の雛形の公表に続いて1985年5月の月報で、BALOを用いた開示制度において、特定業種・企業の活動水準をより意味のある形で跡づけられるよう「経常活動収益」指標の記載を勧告した<sup>(18)</sup>。その際、従来の「純売上高」との混同を避けるために、「経常活動収益」である旨を明示することが必要とされた。

第12表は、四半期開示制度において、実際に「経常活動収益」を開示した企業の例である。

第12表 四半期開示制度における「経常活動収益」の公表例

### ① SAINT-LOUIS

株式会社 資本金 592,783,900 F  
本社：25, avenue F. D. -Roosevelt, 75008 Paris  
R. C. S. Paris B 057 806 572 00087. -APE : 7600

#### 1) 経常活動収益(税抜き)

	1990	1989
サービスの提供：		
第1 四半期	3,481	141
第2 四半期	3,639	7,018
第3 四半期	4,146	3,620
第4 四半期	5,150	3,662
	<u>16,416</u>	<u>14,441</u>
その他の経営収益：		
第1 四半期	86	3,552
第2 四半期	300	-3,340
第3 四半期	166	155
第4 四半期	483	385
	<u>1,035</u>	<u>752</u>
参加、有価証券および 債権からの財務収益：		
第1 四半期	135,967	11,573
第2 四半期	91,143	69,669
第3 四半期	454	48,240
第4 四半期	22,173	1,036
	<u>249,737</u>	<u>130,518</u>
その他の利子と類似の収益		
第1 四半期	32,057	7,790
第2 四半期	52,481	20,421

第3 四半期	22,194	19,075
第4 四半期	24,505	32,293
	<u>131,237</u>	<u>79,579</u>

当年度合計額 398,425 225,290

(BALO, 4 Février 1991, p. 359)

② CHEMINS DE FER ET TRANSPORTS  
AUTOMOBILES (C. F. T. A.)

株式会社 資本金 17,057,200F

本社：174, rue la République, 92817 Puteaux.

R. C. S. Nanterre B 552 022 063. -APE : 6801.

比較売上高 (税抜き)

(千フラン)

	1990	1989
1°) 親会社		
共同輸送:		
第1 四半期	46,868	44,616
第2 四半期	47,607	49,787
第3 四半期	39,226	38,164
第4 四半期	33,400	58,322
当年度合計額	<u>167,101</u>	<u>190,889</u>
助成金	<u>347</u>	<u>44</u>

その他の収益:

第1 四半期	542	1,722
第2 四半期	1,108	-287
第3 四半期	1,195	648
第4 四半期	2,627	1,119
	<u>5,472</u>	<u>3,202</u>

当年度合計額 172,920 194,135

2°) 連結グループ

第1 四半期	58,160	54,500
第2 四半期	67,794	66,618
第3 四半期	47,598	47,663
第4 四半期	65,629	69,915
当年度合計額	239,181	238,696

(1) 第4 四半期の売上高は、Correze の活動の子会社化を考慮している。1990年第4 四半期の数値に対するその影響は次のとおりである:

共同輸送売上高	16,757
その他の収益	369
	<u>17,126</u>

この子会社化はCFTA グループの連結売上高には影響していない。

(BALO, 21 Février 1991, p. 718)

①の SAIN-LOUIS 社の場合、収益源泉は「サービスの提供」だけでなく、「その他の経常収益」「参加、有価証券および債権からの財務収益」「その他の利子と類似の収益」からなり、むしろ収益の大きさから見れば財務収益が主力の収益源となっている。このため、同社は、四半期売上高情報として「財務収益」を含む「経常活動収益」の指標を公表している。この指標の方が、同社の正常かつ経常的な活動をよりよく表すものと考えられている。

②の CHEMINS DE FER ET TRANSPORTS AUTOMOBILES 社の場合、「比較売上高」の表示があるが、内容は、「共同輸送」「助成金」「その他の収益」より構成され、営業活動に付随して生ずる正常かつ経常的な活動収益も含まれている。

筆者の調査によれば、1991年2月4日付、2月21日付、2月28日付の BALO に四半期情報を公表した会社124社のうち、「経常活動収益」を公表した会社は3社であった。これ以外に、「比較不動産総賃貸料」「比較活動」「連結経済活動高」「比較経営収益」などの表示の企業が見られる。大部分は「売上高」の表示である。

新指標「経常活動収益」の公表が一部の企業に限定されているとはいえ、当該概念の利用に伴う「売上高」概念の拡大は四半期開示だけにとどまらない。第13表は半期開示制度における上半期活動・成果表の雛形の一部である。この中の「売上高(税抜き)」の構成要素は「完成品売上高」「サービス提供高」「その他の経営収益」であり、「その他の経営利益」には「固定資産生産高」「経営助成金」が含まれる。この「純売上高」は「財務収益」を含まないが、従来の「純売上高」より広い内容となっている。特定の業種・企業においては、広義の売上高を記載した半期情報の開示も認められる。

以上のように、企業活動の多様化、財務活動の拡大などにともない、特定の業種・企業において従来の狭義の「売上高」に加えて新指標「経常活動収益」の利用が認められた。この新指標の創設の背景には、株主・投資者への有用な情報の提供の観点から、特定の業種・企業においては、従来の売上高情報ではかえって企業の経常的活動の大きさの表示を歪め、比較可能性を損なうおそれが

第13表 上半期活動・成果表の修正版（一部）

(千フラン)	n年度	n-1	n-1
	上半期	年 上半期	年 度
売上高（税抜き）：			
完成品売上高……………	……	……	……
サービス提供高……………	……	……	……
その他の経営利益（生産 物棚卸高，固定資産生産 高，経営助成金）……………	……	……	……
：	——	——	——

あるとの考えがある<sup>(19)</sup>。

四半期開示制度の売上高の多様性は，1960年代～1970年代においては，売上高概念の不統一の問題として，1980年代では特定の企業における代替的な新指標の創設の問題として捉えられる。売上高概念の明確な定義とそれに基づく開示情報の標準化，さらに特定業種・企業に対する新指標の創設・適用に関するCOBの基本思考は，株主・投資者に対する比較可能な情報の提供にある。その際，国家会計審議会（CNC）が重要な役割を果たしていることも見逃してはならない。

#### 4. その他の四半期情報の改善とCOBの役割

四半期情報の内容に関して，「売上高」の多様性の他に上げられた問題は，表示様式の不統一，部門別売上高，注釈，および連結売上高の不十分な公表，である。以下，順次検討する。

##### （1）表示様式の不統一

四半期開示情報の表示様式の不統一は，法規定上，標準様式の例示がないことに原因する。同じ形式で開示されないと，企業間比較が困難となる。COBが1969年12月3日の通達で四半期開示情報の標準様式を公表したことは前述のとおりである。

当該通達には，「売上高」の定義と活動部門別売上高の分解方法およびこれらの適用方法に関する実践指針が示されている。これにより，四半期公表情報の標準化がすすみ，企業間の比較可能性が改善されたことは前出の開示例からも窺い知ることができる。

##### （2）部門別売上高の公表

四半期開示制度の設立当初から，複数活動部門を有する企業は部門別売上高の公表が義務づけられていたが，部門別売上高の公表は極めて不十分な状況であった。

COBが1970年～1975年の第3四半期の公表を調査した結果では，1970年が182社（調査企業655社の28%），1971年38%，1972年が改善なし，1973年220社，1974年231社，1975年250社の企業が部門別売上高を公表し，開示状況は調査企業の4割前後で推移した<sup>(20)</sup>。改善の障害は部門の区分方法と企業秘密の問題である。

1969年のCOB通達では，部門別売上高の公表について，部門別売上高の開示義務のあること，「部門」の意味は必ずしも国民所得会計に関する国立統計経済研究所（INSEE）の定義にとらわれる必要のないこと，種々の特殊なケースに適合できる柔軟な適用が勧められること，各会社はその固有の構造を考慮して活動の最も意味のある要素についての数値情報を提供すべきこと，が勧告された<sup>(21)</sup>。

また，これら要素は，主要製品ないし製品の主要範疇であったり，生産，卸・小売販売，輸送，エンジニアリングなどの主要活動となることが例示された。さらに，投資信託会社と財務金融機関の場合，保有有価証券収入とその他の収入の区分，持株会社ないし企業集団の親会社の場合には投資有価証券収入と一時的所有有価証券収入，ロイヤリティー，賃貸料などを区分する必要性を例示している<sup>(22)</sup>。

活動部門の区分基準は，法規定上明確にされていない。前出1983年11月29日デクレ第24条規定の「純売上高の活動部門別および地理的市場別の振分記載」における活動部門ないし地理的市場別売上高の区分基準は明示されていない。プラン・コンタブルにおいても同様である。

唯一の基準は，COBの1972年報において示された基準である。COBは，部門区分の具体的な数量基準として，「会社の売上高の10%以上を占める比較的均質な活動を部門と見なす」ことが提案された<sup>(23)</sup>。実践では，この区分基準が用いられてきたと見られる。

実際の開示例においては，例えば，前出第12表



①のSAINT-LOUIS社の場合、「サービスの提供」「その他の経営収益」「参加、有価証券および債権からの財務収益」「その他の利子と類似の収益」の4区分、第3表①のSOCIÉTÉ CIMIQUE DE LA GRANDE PAROISSEの場合、「窒素とその他の製品」「製法と設備の販売」の2区分、第4表①のSYNTHÉLABOの場合は「専門薬品と化学製品」「医療と外科設備」の2区分と、部門の区分は多くなく大雑把である。

部門別売上高開示の大きな障害である企業秘密の問題については、次の規定が設けられた。

・注記・附属明細書の「純売上高の活動部門別および地理的市場別の振分記載」に関して：

「当該記載のうちのいくつかがその開示によって重大な損害を理由として除外されている場合には、開示されている情報が不完全である旨を示すものとする」(1983年11月29日デクレ第24条)

・四半期開示情報に関して：

「上記の記載は、その開示により当該会社に対して損害を与える性質のものである時にはこれを免除する」(1967年3月23日デクレ新第297条)

「これら情報の一つが会社に重大な損害を与えるものである場合、当該情報の公表は除外される」(同デクレ改正第297条)

以上の一連の規定により、もし部門別売上高の開示が会社に重大な損害を与えるおそれがある場合、当該情報の公表が免除されることになる。この免除規定は非常に曖昧である。「重大な損害を与える」あるいは「損害を与えるおそれ」をどのように解釈するのか、明確な基準がない。

COBは、以上の開示免除が例外的なものであること、開示除外は会社の幹部の責任において行い、従って、開示しないことにより株主・投資者に損害を与えた場合には責任を負う場合が生ずること、当該控除は会計監査役の監査を受けることを明示し、開示免除が例外的なものであることを明確にした<sup>(24)</sup>。

しかし、企業側は、秘密保持のためこれら免除規定を利用して、部門別売上高を積極的に公表しない。筆者の調査によれば、1991年2月4日付、2月21日付、2月28日付のBALOに四半期情報を公表した会社124社のうち、部門別売上高を公表した会社は34社(28%)、公表しなかった会社は

90社(72%)であった。すべての会社が複数活動部門を有するとは限らないとはいえ、非常に低い数値である。例えば、前出第3表②のMARBEN社の開示例にみられるような非常に簡略化された四半期情報が多く見受けられる。

このように、部門別開示情報は、免除規定の存在もあって大きく改善していない。この点は、四半期開示制度における課題として残されていると見られる。

### (3) 注釈の公表

売上高情報の「注釈」については、法令は何ら規定しなかったが、COBは、当初から、期間比較にとって有用と見なされる限り適切な注釈を付することを求めてきた。例えば、会社の合併・分割、営業の一部譲渡など、売上高の大きな変動を引き起こす外部的・内部的出来事が生じた場合、これらに関してその都度適切な説明をする必要がある。

また、COBは、適切な注釈のない数値だけの情報は「有効かつ真実な情報」と見ておらず、特に、活動の指標たる売上高の変化と利益の変化が平行的でない場合には、注釈が必要であることを強調してきた<sup>(25)</sup>。

しかし、開示の状況は不十分であった。例えば、COBが1970年～1975年の第3四半期の公表を調査した結果によれば、1970年が121社(調査企業655社の18%)、1971年18%、1972年20%、1974年178社、1975年が329社の企業が注釈を付していた<sup>(26)</sup>。

筆者の調査によれば、1991年2月4日付、2月21日付、2月28日付のBALOに四半期情報を公表した会社124社のうち、注釈を付した会社は59社(48%)、注釈なしの会社は65社(52%)であった。1975年のCOBのデータあるいは1991年の筆者のデータが示すように、約半数の企業は注釈を付しており、前述の部門別売上高に比べると高い割合を示している。

注釈の開示例を以下に挙げてみよう。

PRIMISTÈRES-REYNOIRD社の注釈：

「1990年12月17日の臨時株主総会の決定したPrimistères社によるReynoid社との吸収合併(1990年1月1日に遡及)を理由に、1989年の数値

と1990年のそれは比較可能でない」(BALO, 21 Février 1991 p. 740)。

AVENIR HAVAS MEDIA 社の注釈:

「税抜き売上高には付随収益を含めている。1989年における代理店手数料を含む英国の広告活動の売上高は、二年度を比較可能なものにするために再処理されている。1990年度の平均レートでの二年度の外貨換算;

1 F=0.1629751 BEL,

1 F=0.0534378 ESP,

1 F=0.00454403 ITL,

1 F=9.69309 GBP.

1989年度に関して1991年2月12日の理事会終了後に公表された数値は1989年度の平均レートで換算されているため異なっている」(BALO, 21 Février 1991 p. 712)。

LAMBERT FRÈRES ET CIE 社の注釈:

「1989年に比べて1990年の連結売上高が減少しているが、これは次の要因により説明される;

- 1990年7月における Simu 社の譲渡
- 1990年9月における プラスターの活動の譲渡
- 1990年12月における流通活動の Point P. S. A. (Lambert Frères et Cie が資本金の20%を保有) への出資 (1月1日に遡及)」(BALO, 21 Février 1991 p. 736)。

以上の例に見られるように、合併による影響、売上高の内容、前年度との比較を可能にするために実施した調整、外貨の換算レート、売上高変動の原因の説明などのために注釈が付せられている。

これに対して、前出第3表②の MARBEN 社、第12表①の SAINT-LOUIS 社のように、全く注釈のない開示例が多く見られる。このように極めて形式的な事例が五割を超えており、注釈の開示も依然として改善の必要のある点として残されている。

#### (4) 連結売上高の公表

連結売上高の公表は1985・86年の改正で義務づけられたことは前述のとおりである。しかし、COBは、子会社を有する上場会社に対して、当初より連結売上高の開示を求めてきた。特に、1969年の前出 COB 通達では、商工業活動ないしサービス提供活動を行い同時に多量の投資有価証券を

保有する会社は、それ固有の売上高に加えてそのグループの連結売上高あるいは最も重要な子会社の売上高を公表する必要性が明確にされた。また、持株会社の場合、その固有の有価証券収入に加えてグループの連結売上高を公表する。連結売上高の算定にあたって、国家会計審議会の連結原則から離脱する場合にはその旨を明示しなければならない<sup>(27)</sup>。

COBの開示奨励により、連結売上高を自発的に公表する企業が見られたが、開示企業は一部の会社に限定されていた。例えば、COBが1971年～1978年の第3四半期の公表を調査した結果によれば、1971年が34社(子会社・参加会社を有する会社の5%)、1972年47社、1973年40社、1974年44社、1975年が48社、1976年データなし、1977年60社、1978年75社が連結売上高を公表した<sup>(28)</sup>。公表企業数は少ないが1975年以降着実に増加している。

さらに、筆者の調査によれば、1991年2月4日付、2月21日付、2月28日付のBALOに四半期情報を公表した会社124社のうち、連結売上高情報を公表した会社は75社(60%)、個別売上高のみの会社は49社(40%)であった。すべての会社が連結子会社・参加会社を有するとは限らないことを考慮すれば、連結データ公表企業は多いといえる。しかし逆に、連結売上高を公表する義務のある企業か否か表面上わからないため、公表義務を怠っても一般にはわからない。前述の部門別売上高および注釈の公表に比べると、1985年から義務づけられた連結売上高の公表はより一般化していると見られるが、なおこの点に問題が残されている。

以上、四半期情報の内容に関して、表示様式、部門別売上高、注釈、連結売上高の公表の問題を考察した。表示様式と注釈の問題は法令上規定がないこと、部門別売上高の問題は法令上明確な区分基準がないことが原因となっていた。

これら不備を補ってきたのがCOBの通達、勧告などである。特に、四半期情報の標準様式は開示情報の標準化に大きな貢献をなしている。また、連結売上高の公表は、法令上義務づけられるかなり以前からCOBにより公表が求められ、1985年の制度化とその定着に貢献したと見られる。

しかし、前述のとおり、部門別売上高と注釈の公表は依然として不十分である。特に、部門別売上高の改善は、免除規定の存在もあって、企業の秘密保持の壁に阻まれている状況にあり、四半期開示制度の課題として残されていると考える。筆者の調査によれば、1991年2月4日付、2月21日付、2月28日付のBALOに四半期情報を公表した会社124社のうち、部門別売上高、注釈、連結売上高いずれの記載もなく、極めて形式的な開示を行った企業が22社（18%）に上った。

以上、四半期情報開示制度の変遷とその特徴および四半期開示制度におけるCOBの役割について考察した。COBは、開示期限の遵守と開示内容の監督を通じて、「開示の迅速性」と「開示情報の有効性」の改善に重要な役割を果たしてきた。すなわち、開示期限の遵守の監督においては、開示遅延の原因を究明するとともに迅速な情報開示の重要性を企業の幹部に訴えてきた。

また、開示内容の監督においては、公表「売上高」の内容の多様性を改善するために、国家会計審議会と連携して売上高の定義を行い、その実践への適用を図ってきた。一貫して、狭義の売上高概念を採用してきたことは本稿で考察したとおりである。他方、この「売上高」概念の問題は、1980年にはいり企業活動の多様化・財務活動の拡大とともに、特定の業種・企業に対する新たな活動指標「経常活動収益」の創設の問題として取り上げられた。売上高概念に関するCOBの基本思考は、株主・投資者に対して、企業の経常的な活動水準を最も適切に表示する比較可能な情報の提供にある。

さらに、開示内容の問題として、開示様式、部門別売上高、注釈および連結売上高が取り上げられた。COBは、四半期情報の標準様式を定め、その実践への適用を図ってきた。部門別売上高と注釈については、COBはその開示状況を継続的に調査し、その問題点を公表してきた。連結売上高については、1985年の義務づけの15年以上も前からその自主的な開示を企業に求めてきた。

部門別売上高と注釈の開示の点で現在なお課題が残っているとはいえ、実際の開示例からもわかるように、COBによる標準様式の例示と売上高の定義の明確化およびそれらの実践適用により、

開示情報の標準化が確保されている。この点は、特に株主・投資者への比較可能な情報提供の観点から重要である。

〔未完〕

〔注記〕

- (1) Commission des Opérations de Bourse (COB), *Annexe Présentation type recommandée pour le quatrième trimestre 1969, Circulaire relative au chiffre d'affaires publié les sociétés en application des dispositions réglementaires*, 30 décembre 1969.
- (2) COB, *Rapport annuel 1969*, p. 75. COB, *Rapport annuel 1970*, p. 74. COB, *Rapport annuel 1971*, pp. 99, 102–103. COB, *Rapport annuel 1973*, p. 87. COB, *Rapport annuel 1974*, pp. 23, 190. COB, *Rapport annuel 1975*, p. 23. などを参照。
- (3) COB, *Rapport annuel 1975*, p. 23.
- (4) 年次情報開示については、拙稿「フランス会計ディスクロージャー制度における証券取引委員会の役割—上場会社に固有の開示制度の改善(2)—」法政大学経営学会『経営志林』第32巻第1号（1995年4月）75頁–81頁、半期開示については同（4）第32巻第3号（1995年10月）124頁–125頁を参照。
- (5) COB, *Rapport annuel 1970*, p. 72.
- (6) プラン・コンタブルの勘定分類によれば、「付随収益」は「従業員厚生施設収益」「受取手数料」「特許権・特許使用権などの受取使用料」「貸付不動産収益」などを含む。
- (7) 例えば、1965年11月29日デクレ第1条は、貸借対照表を税務申告に関する1965年10月28日デクレ第1条規定の標準様式に従って作成することを規定している。また、同第2条では、貸借対照表の各項目の記載にあたって同デクレ第2条の定義を尊重しなければならないことが規定された（拙稿「フランス会計ディスクロージャー制度における証券取引委員会の役割—上場会計に固有の開示制度の改善(1)—」法政大学経営学会『経営志林』第31巻第4号（1995年1月）143頁に記載の法令参照）。

- (8) 拙稿「フランス証券取引委員会の開示政策—1968—1972年の株主総会時の情報—」法政大学経営学会『経営志林』第29巻第2号(1992年7月)207頁に同成果表を例示しているので参照されたい。
- (9) COB, *Rapport annuel 1969*, p. 78.
- (10) Conseil National de la Comptabilité, DÉFINITION DU «CHIFFRE D' AFFAIRES», A. Note d' information n° 15, *Études et Documents 1958—1974*, pp. 61—62.
- (11) COB, Annexe Présentation type recommandée pour le quatrième trimestre 1969, *Circulaire relative au chiffre d'affaires publié par les sociétés en application des dispositions réglementaires*, 30 décembre 1969.
- (12) プラン・コンタブルの定義によれば、「売上控除額」には値引、個別割戻しおよび期間割戻しが含まれる。
- (13) 雑形の全体については、拙稿「フランス会計ディスクロージャー制度における証券取引委員会の役割—上場会計に固有の開示制度の改善(4)—」法政大学経営学会『経営志林』第32巻第3号(1995年10月)129頁に記載しているので参照されたい。
- (14) Conseil National de la Comptabilité, *Plan Comptable Général*, 1982, p. I. 24. (中村宣一郎, 森川八洲男, 野村健太郎, 高尾裕二, 大下勇二訳『フランス会計原則』同文館 1984年, 16頁) 参照。
- (15) COB, Nouvelles règles comptables applicables aux entreprises 2 / Informations périodiques au BALO d) Information trimestrielle, *bulletin mensuel*, n° 166 janvier 1984, p. 6. 参照。
- (16) Conseil National de la Comptabilité, *Plan Comptable Général*, 1982, p. II. 85. (中村宣一郎他訳 前掲書, 144頁) 参照。
- (17) 全文については, Conseil National de la Comptabilité, AVIS N° 27 RELATIF À LA NOTION DU CHIFFRE D' AFFAIRES, 27 Mars 1985, *Études et Documents Tome III 1982—1988*, p. 35. を参照。
- (18) この勧告の中で, 「上場会社により四半期ごとに提供される情報が当該期間中のその活動水準を実質的に明瞭に示すものである」という点が強調されている (COB, Publication trimestrielle du chiffre d'affaires. Adaptations pour certaines catégories de sociétés. Cas des entreprises de bâtiment et de travaux publics, *bulletin mensuel*, n° 181 mai 1985, pp. 3—4)。
- (19) 例えば, COB の前掲月報では, 「当該期間中, 企業の正常かつ経常的な活動の遂行の結果生ずる収益を表すそのような金額は, 比較を可能にするがゆえに株主・潜在的投資者にとって最も有用である (Uu tel montant, représentatif des produits résultant de l'exercice des "activités normales et courantes" d'une entreprise pendant la période considérée, est le plus utile aux actionnaires et aux investisseurs potentiels pour permettre des comparaisons.)」と述べられている (COB, *op. cit.*, p. 4)。
- (20) 各データは次の COB 年報より抽出した。 *Rapport annuel 1970*, p. 75., *Rapport annuel 1971*, p. 106., *Rapport annuel 1972*, p. 98., *Rapport annuel 1973*, p. 88., *Rapport annuel 1974*, p. 24., *Rapport annuel 1975*, p. 25.
- (21) COB, I—Définitions, c) Décomposition du chiffre d'affaires par branche d'activité, *Circulaire relative au chiffre d'affaire publié par les sociétés en application des dispositions réglementaires*, 30 décembre 1969.
- (22) *Ibid.*
- (23) COB, *Rapport annuel 1972*, p. 98.
- (24) COB, Nouvelles règles comptables applicables aux entreprises 2 / Informations périodiques au BALO d) Information trimestrielle, *bulletin mensuel*, n° 166 janvier 1984, p. 6.
- (25) COB, *Rapport annuel 1972*, p. 99.
- (26) 各データは次の COB 年報より抽出した。 *Rapport annuel 1970*, p. 75., *Rapport annuel 1971*, p. 106., *Rapport annuel 1972*, p. 98., *Rapport annuel 1974*, p. 24., *Rapport annuel 1975*, p. 25.
- (27) COB, II—Règles d'application, c) Chiffre d'affaires consolidés, *Circulaire relative au chiffre d'affaire publié par les sociétés en application des dispositions réglementaires*,

30 décembre 1969.

- (28) 各データは次の COB 年報より抽出した。 *Rapport annuel 1971*, p.106., *Rapport annuel 1972*, p.99., *Rapport annuel 1973*, pp.88-89., *Rapport annuel 1974*, p.24., *Rapport annuel 1975*, p.25., *Rapport annuel 1977*, p.156., *Rapport annuel 1978*, p.161.